

○大府市市民課広告入り窓口封筒の無償提供に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大府市役所市民課（以下「市民課」という。）の広告入り窓口封筒（以下「窓口封筒」という。）の無償提供に関し、大府市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱の例による。

(窓口封筒の用途)

第3条 窓口封筒の用途は、証明書等の交付の際に使用することとする。

(設置場所)

第4条 窓口封筒の設置場所は、市民課とする。

(事業者の募集)

第5条 事業者の募集は、市のホームページにより行うものとする。

(事業者の決定)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、要綱第7条の規定に基づき、事業者を決定するものとする。

(窓口封筒の原稿の提出)

第7条 前条により決定した事業者（以下「広告掲載者」という。）は、窓口封筒の原稿を指定する期日までに、市民課に提出するものとする。

(窓口封筒の納入)

第8条 広告掲載者は、窓口封筒を指定する期日までに市民課へ納入しなければならない。

(注意事項)

第9条 広告掲載者は、広告掲載を依頼する者（以下「広告主」という。）を募集する場合において、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるかのような誤解を受けることがないように配慮しなければならない。

2 広告掲載者は、窓口封筒の広告内容、色又は形状その他の仕様について事前に市と協議し、市の承諾を受けた後に作成しなければならない。

3 広告掲載者は、広告主の応募がない場合その他の広告掲載ができない場合においても、自らの責任において別に定める規格等を満たした窓口封筒を納入しなければならない。

(経費の負担)

第10条 窓口封筒の作成から納入までのすべての経費は、広告掲載者が負担しなければならない。

(掲載する広告に関する対応)

第11条 窓口封筒の内容に関する苦情その他の問題が発生した場合は、広告掲載者がその一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(代替品の納品)

第12条 市及び広告掲載者は、使用中の窓口封筒の広告内容及び広告主に問題が生じた

場合は、速やかに相互に通知するとともに、広告掲載者は、当該窓口封筒を回収し、規格等を満たした代替の窓口封筒を無償で納入しなければならない。

(広告掲載等の取消し)

第13条 要綱第11条の規定により広告掲載等の決定を取り消した場合において、市は広告掲載者に対し、その賠償の責めを負わない。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。